

計画の基本的な考え方について

1. 計画の基本理念
2. 計画の期間
3. 計画の構成と進行管理
4. 計画の性格
5. 計画の目標
6. 配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画等について
7. 計画の体系(案)について

第7次府中市男女共同参画計画について

第7次府中市男女共同参画計画(以下、「第7次計画」といいます。)は、国の「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月策定)」、東京都の「男女平等参画推進総合計画(令和4年3月策定)」を参酌するとともに、第7次府中市総合計画(令和4年3月策定)との整合を図りながら、策定作業を進めています。

また、府中市の男女共同参画に係る現状やこれまで第6次府中市男女共同参画計画(以下、「第6次計画」といいます。)の達成状況、府中市男女共同参画に関する意識調査(以下、「意識調査」といいます。)(令和5年9月実施)等を踏まえ、府中市男女共同参画推進協議会からの意見を踏まえ検討していくものとします。

1. 計画の基本理念

日本国憲法は「個人の尊厳と両性の本質的平等」(第24条)を理念に、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止し、すべての国民は「法の下に平等」(第14条)であり、その基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」(第11条)として保障しています。

また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重と男女が対等な立場で責任を担う社会の実現」に向け、国、地方自治体及び国民の責務を明示して、社会のあらゆる場における男女共同参画の実現をうたっています。

第7次計画は、第6次計画と同様に日本国憲法及び男女共同参画社会基本法を基本理念とし、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を推進します。また、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、第7次計画の推進が国際的な協調及び貢献につながると考えます。

2. 計画の期間

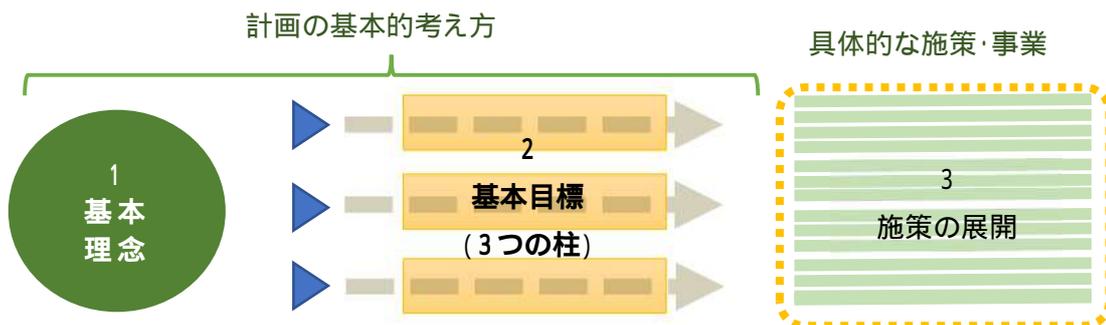
本計画の期間は国の「第5次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画推進総合計画」と同様に5か年とし、計画期間は令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)とします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
国	←					→				
東京都	←				→					
府中市	←					→				

国:男女共同参画局

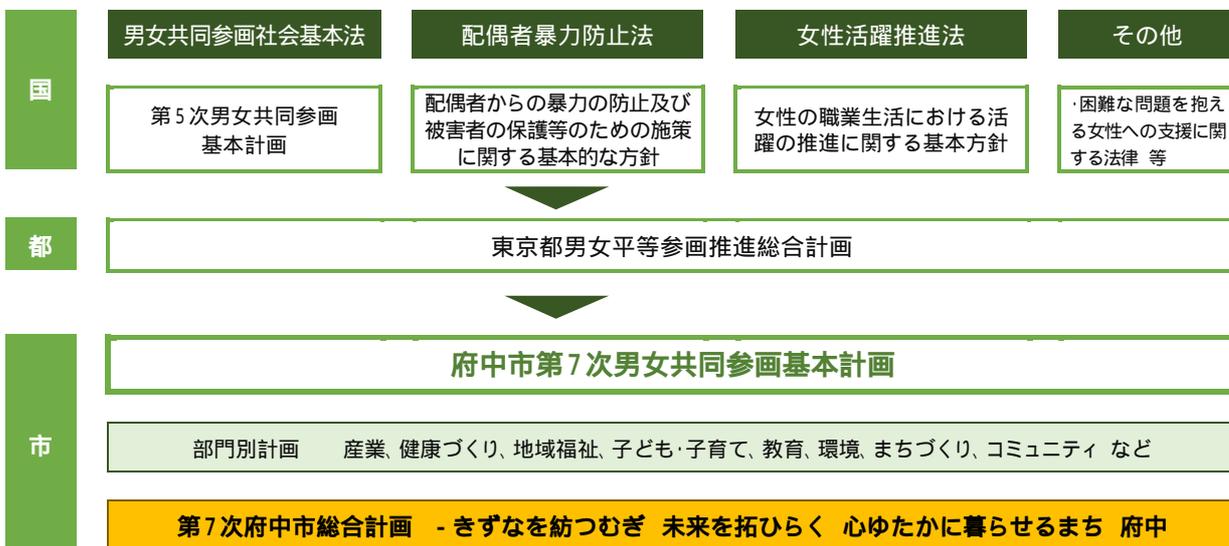
3. 計画の構成と進行管理

- (1) 計画の基本的考え方には、「基本理念」、「基本目標」を位置づけます。
- (2) 計画を着実に進行するため、施策(事業)の推進目標として数値目標を設定します。
- (3) 第7次計画を遂行するための具体的な事業については、毎年度関係部課で予定している事業計画を体系的に集約し、緊密な連携を図りながら、効果的に推進します。



4. 計画の性格

第7次計画は、府中市婦人行動計画、府中市女性行動計画、第3次～第5次及び第6次府中市男女共同参画計画(以下、「第6次計画」といいます。)を引き継ぎ、府中市総合計画を上位計画として、府中市男女共同参画推進協議会の報告書や市民の意見を尊重して策定するものです。



5. 計画の目標

第7次計画の目標については、第6次計画の目標を踏まえつつ、国・東京都の計画との整合を図る観点から、次の3つを基本目標とし、総合的な施策の展開を図ります。

- 基本目標 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の推進
- 基本目標 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ
- 基本目標 人権が尊重される社会の構築

6. 配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画等について

第6次計画引き継ぎ、第7次計画に第3次配偶者暴力対策基本計画を策定(内包)し、暴力の根絶に向けた取組の推進、被害者に対する支援の充実、自立支援体制の確立を図ることとします。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年8月制定)」に基づき、府中市における第2次女性活躍推進計画を位置づけ、女性の活躍に向けた取組の推進を図ることとします。

さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については、各施策を通じて官民連携による体制を目指し、取組を進めます。

7. 計画の体系(案)について

第7次計画の具体的な体系図(案)は、国、東京都の計画との整合性を図り、基本目標を3本の柱とした体系とします。具体的な施策・事業については、今後、関係各課への調査を実施し、見直しを図ります。

第6次府中市男女共同参画計画の体系

目標	あらゆる分野における男女共同参画	女性活躍推進計画
課題1	社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 安全・防災対策の推進
課題2	労働の場における男女共同参画	(1) 就業のための支援 (2) 職場での女性の活躍推進 (3) 市職員の男女共同参画の推進
課題3	教育の場における男女共同参画	(1) 学校における男女共同参画の推進
課題4	市民協働における男女共同参画	(1) 市民活動の支援と人材育成
課題5	国際社会への貢献	(1) 国際理解と国際交流の推進

目標	ワーク・ライフ・バランスの推進
課題1	仕事と生活の両立支援
	(1) 職場と家庭における環境づくり
課題2	子育て支援・介護支援
	(1) 保育サービス等の充実 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 地域での子育て支援 (4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実

目標	人権が尊重される社会の形成	配偶者暴力対策推進計画
課題1	配偶者等からの暴力の防止	(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進 (2) 被害者に対する支援の充実 (3) 自立支援体制の確立
課題2	人権の尊重	(1) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進 (2) セクシュアルハラスメント等防止の推進 (3) 性的マイノリティへの理解促進と支援 (4) 平和・人権意識の啓発の推進
課題3	生涯を通じた健康支援	(1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援
課題4	相談体制の充実	(1) 相談窓口の充実

目標	男女共同参画社会づくり
課題1	男女共同参画意識の普及・啓発
	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 情報の収集・提供 (3) 推進体制の充実

第7次府中市男女共同参画計画の体系案

基本目標	ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の推進	女性活躍推進計画
課題1	社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 安全・防災対策の推進
課題2	男女共同参画に関する労働の場における環境づくり	(1) 就業のための支援 (2) 職場での女性の活躍推進 (3) 市職員の男女共同参画の推進
課題3	仕事と生活の両立支援	(1) 職場と家庭における環境づくり
課題4	子育て支援・介護支援	(1) 保育サービス等の充実 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 地域での子育て支援 (4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実

基本目標	男女協働参画の推進に向けたマインドチェンジ
課題1	男女共同参画意識の普及・啓発
	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 情報の収集・提供 (3) 推進体制の充実
課題2	教育の場における男女共同参画の意識啓発
	(1) 学校における男女共同参画の推進
課題3	市民協働における男女共同参画の取組
	(1) 市民活動の支援と人材育成

*「課題5 国際社会への貢献」は施策の展開には位置づけない

基本目標	人権が尊重される社会の構成	配偶者暴力対策推進計画
課題1	配偶者等からの暴力の防止	(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進 (2) 被害者に対する支援の充実 (3) 自立支援体制の確立
課題2	人権の尊重	(1) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進 (2) セクシュアルハラスメント等防止の推進 (3) 性的マイノリティへの理解促進と支援 (4) 平和・人権意識の啓発の推進
課題3	生涯を通じた健康支援	(1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援
課題4	相談及び支援体制の充実	(1) 相談窓口の充実

課題 困難を抱える女性への支援

* 施策の展開への位置づけは、東京都の動向から来年度検討